

令和3年度ベビーシッター利用支援助成金（新型コロナウイルス緊急対応）【後払い方式】 よくあるご質問

No	質問内容	回答
1	ベビーシッターの交通費や入会金等は対象になりますか？	対象になりません。 その他、家事代行、家庭教師、送迎費、マッチングサイトの相手手数料等、 <u>基本保育以外の費用は対象となりません。</u>
2	ベビーシッター利用料を1時間あたり3,000円支払っています。その場合の補助額はいくらになりますか？	補助上限の2,250円/時間です。 (3,000円-150円=2,850円>2,250円であるため)
3	期日までに書類提出が難しいです。次の利用月の提出期限にまとめて提出し、審査してもらうことは可能ですか？	可能です。 <u>令和4年4月15日（金）を過ぎてしまうと、申請受付ができなくなりますので、ご注意ください。</u>
4	ベビーシッターの利用料を口座引落ししています。ベビーシッター事業者から別途領収書を作成いただく必要がありますか？	<u>通帳の該当箇所のみコピー</u> でご提出いただければ問題ありません（関係ない箇所は、塗りつぶし等していただいて構いません）。
5	子ども一人に対し、複数のベビーシッター（事業者）を利用した場合も、本事業の対象となりますか？	<u>補助上限の範囲内で対象</u> となります。その場合、要件証明書等は、利用されたシッター分の提出を求めます。
6	ベビーシッターの要件はどのように確認すればよいですか？	事前にベビーシッター事業者へご確認ください。 <u>※利用するベビーシッターが、区の求める要件を満たしている必要があります。</u>
7	自営業で在宅勤務しています。就労状況証明書は、どのように記入したらよいですか？	<u>就労状況証明書の作成、および直近の所得が証明できる書類を添付</u> してください。
8	認可保育園の入所（継続）用に、すでに勤務証明書を提出していますが、本事業用に別途勤務証明書の提出は必要ですか？	必要ありません。
9	保育所等が開設していて、保護者自身の判断で利用を自粛した場合は、本事業の対象となりますか（園からの登園自粛要請がない場合）？	対象となりません。
10	認可外保育施設等の助成金と本事業を併用することはできますか？	可能です。
11	就労を要件とせず認可外保育施設に通所しており、施設が休園した場合は、本事業の対象となりますか？	対象となりません。 就労で保育所等をご利用されている方が対象です。
12	保健所から児童本人や保護者が「濃厚接触者」として判定された場合、利用できますか？	保健所より新型コロナウイルス感染症陽性者の濃厚接触者と判定された期間中は、感染拡大防止の観点よりご利用をお控えください（ <u>期間中（経過観察期間中）の利用は、陰性と判定された場合であっても、助成の対象とはなりません。</u> ）。
13	保健所から児童本人や保護者が「接触者」として判定された場合、利用できますか？	PCR検査を受ける予定がある場合、 <u>陰性判定が出るまで利用できません。</u> 感染拡大防止の観点よりご理解をお願いします。 その他の場合、保健所の指示に従ってください。
14	ワクチン接種のために利用することはできますか？	就労することを前提とした制度であるため、ワクチン接種についてのご利用は、原則できません。
15	後払い方式と助成券方式を併用することはできますか？	できません。